

食器洗浄等業務部外委託契約条項

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書の定めるところに従って役務を請負い、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

(債務の引受け等の承認)

第2条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

(1) この契約による債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合

(2) 役務の全部又はその主要部分の役務を第三者に請け負わせる場合

(代理人等の届出)

第3条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ書面により甲に届け出なければならない。

(下請負)

第4条 乙は、役務を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につきその責めを免れない。

(契約書及び仕様書の優先並びに仕様書等の疑義)

第5条 参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書が契約書及び仕様書に定めるところと相違する場合は、契約書及び仕様書が優先する。

2 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めなければならない。

この場合、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。

3 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適當なことを知って甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

(官給品等の支給及び貸与)

第6条 乙がこの契約の履行のため支給又は貸与を受ける設備等（以下「官給品等」という。）の品目、数量、支給又は貸与を受ける期日及び場所その他必要な事項は、仕様書等の定めるところによる。

(官給品等の保管、引取り等)

第7条 乙は、官給品等の支給又は貸与を受ける場合は、これに立ち会い、品目、数量等について、仕様書等と照合の上、異状（品質又は規格が使用に不適當な場合を含む）

以下同じ。)の有無及び数量の過不足を確認するものとし、異状又は数量の過不足を発見した場合は、直ちに甲の指定する物品管理官に申し出て、その指示を受けるものとする。後日、異状及び数量の過不足を発見した場合もまた同様とする。

- 2 乙は、官給品等の支給又は貸与を受けた場合は、これと引換えに受領書を物品管理官に提出するものとする。
- 3 乙は、官給品等をこの契約の目的以外に使用し、又は利用してはならない。ただし、物品管理官を経由して甲の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 4 乙は、官給品等を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 5 乙は、官給品等について、出納及び保管の帳簿を備え、その受払を継続的に記録整理し、その状況を明らかにしなければならない。
- 6 官給品等の性質によって生じた契約物品の契約不適合(納入された契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものをいう。)については、乙は、この契約に定める責めを免れる。ただし、乙が官給品等の異状を知って速やかに甲に告げなかったときは、この限りでない。
- 7 官給品等の引取り及び保管に必要な費用は、代金に含まれるものとする。
- 8 官給品等の異状を甲の指示により乙が修補した場合は、その費用は甲の負担とする。

(官給品等の返還)

第8条 乙は、支給又は貸与を受けた官給品等につき、必要がなくなった場合は、速やかに甲に通知し、甲の指示するところに従い、返品書及び材料使用明細書を添えてこれを物品管理官に返還しなければならない。

- 2 返還に必要な費用は、甲の負担とする。

(官給品等の滅失等)

第9条 乙は、契約物品の役務に使用される前の官給品等が滅失又は損傷した場合は、速やかにその旨を書面をもって甲に届出し、乙の責に帰すべき事由により官給品等を滅失又は損傷した場合は、甲の指示するところに従い、修補若しくは代品の納付を行い、又はその損傷を賠償しなければならない。

(監督)

第10条 甲の指名した監督官は、契約物品の役務について、契約書、仕様書等及び甲の定める監督検査等実施要領に基づき、甲又は甲の指定する者が必要と認めた場合又は乙の申請があった場合において立会い、指示、審査、確認、その他の方法により必要な監督を行うものとする。

- 2 乙は、前項の規定により監督官が監督を行う場合は、これに応じなければならない。この場合においては、第5条第3項を準用する。

3 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(検査)

第11条 甲の指名した検査官は、契約書、仕様書等及び甲の定めた検査等実施要領に基づき、必要な検査を行うものとする。

2 検査においては、完了した役務内容が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより、合格又は不合格の判定を行うものとする。

3 乙は、検査に立ち会わなければならない。

4 検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(代金の請求及び支払)

第12条 乙は、役務が完了した場合は、代金を甲に適法な支払請求書をもって請求するものとする。

2 甲は、前項に定める支払請求書を受理した場合は、受理した日から30日以内の日に乙に当該金額を支払うものとする。

(相殺)

第13条 甲は、乙に対しこの契約又は他の契約において有する金銭債権と、この契約の支払うべき代金と相殺することができる。

(支払の特例)

第14条 乙は、あらかじめ部分払を約定した場合は、納入既済部分に対する代金の請求をすることができる。

(支払遅延利息)

第15条 甲は、約定期間(第12条第2項の期間をいう。以下同じ。)内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、年2.5パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(契約保証金による充当)

第16条 甲は第25条第1項の規定により違約金を徴収し、又は同条第2項の規定により損害賠償を請求する場合は、乙が提供した契約保証金をもってこれに充当するものとする。

2 乙が契約保証金に代えて担保を提供した場合においては、前項の徴収又は請求は相当の期間を定めてするものとし、その期間内に支払がなかったときは、甲はこれを換価して得た金額をもって違約金又は損害賠償に充当するものとする。

(契約履行不能等の通知)

第17条 乙は、理由のいかんを問わず役務の全部又は一部を履行する見込みがなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を通知するとともに、その理由を詳記した契約解除申請書を速やかに甲に提出するものとする。

(危険負担)

第18条 甲乙双方の責めに帰することができない理由により、役務を履行することができなくなった場合は、乙は役務の履行義務を免れるものとし、甲はその代金の支払の義務を免れるものとする。

2 甲の責めに帰すべき理由により、役務を履行することができなくなった場合は、乙は当該役務の履行義務を免れるものとし、甲は乙に代金（乙が、役務の履行義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。

3 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価格の限度で代金の支払義務を免れる。

(損害負担)

第19条 役務の履行に際して、仕様書の定めるところに基づき使用している国有財産を滅失し、又は損傷した場合における修復等に要する費用は、次項から第4項までの規定に従って負担されるものとする。

2 前項の滅失又は損傷が甲乙双方の責めに帰することができない理由によるものである場合は、その損害は甲の負担とする。ただし、既に行われた役務を再度行うのに要する追加費用は乙が負担する。

3 第1項の滅失又は損傷が甲の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は甲の負担に帰する。

4 第1項の滅失又は損傷が、乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。

5 第2項本文又は第3項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価格の限度でその負担を免れる。

(契約等の変更)

第20条 甲は、乙が行う役務が完了するまでの間において必要がある場合は、納期、納入場所、契約数量、仕様書等の内容その他、この契約に定めるところを変更するため乙と協議することができる。

2 甲及び乙は、この契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不相当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

3 前項の規定により契約金額を変更する場合は、乙は当該変更に係る見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

(甲の解除権)

第21条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙が役務の全部又は一部を履行しなかった場合

(2) 乙が役務を履行することができなくなった場合

(3) 乙が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合

(4) 乙が契約上の義務に違反したことによって、この契約の目的を達することができなくなった場合

2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第22条 乙は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 第20条第1項に規定する甲との協議が整わないとき。

(2) 甲がこの契約に定める義務に違反したことにより契約の目的を達成することができなくなったとき。

(改善指示)

第23条 甲は、乙の責めに帰すべき事由により、仕様書に定める役務履行に必要な態勢が満足されない、又は仕様書に基づき適正に役務が履行されていないと判断した場合は、乙が定める現場責任者に口頭により改善指示するほか、再三にわたる指示に従わない場合は、乙に対して文書により勧告することができる。

2 乙は、甲から前項に定める文書による勧告を受けた場合は、指定された期限までに文書をもって改善計画を提出し、速やかに改善を図らなければならない。

(代金の減額)

第24条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が委託業務の全部又は一部を履行しなかった場合は、その履行しなかった部分に係る契約代金を減じることができることとし、乙は当該金額分を甲に請求することができない。

(違約金)

第25条 甲は、乙の債務不履行又は履行不能により、この契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除する場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、甲はその超過分の損害につき賠償を請求することができる。

3 第1項ただし書きの規定は、乙の債務の不履行が前年度の受託業者が前年度契約書追加第26条の義務に違反したことにより生じたときで、乙がその事実の証明をした場合について準用する。

（損害賠償）

第26条 甲は、第21条第2項の規定により、この契約の全部又は一部を解除した場合又は第22条の規定により解除した場合は、乙の請求により生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項による損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行わなければならない。

（秘密の保全）

第27条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

（調査）

第28条 甲は、役務についてその原価を確認する必要がある場合又は、この契約に基づいて生じた違約金、損害賠償その他金銭債権の保全又はその額の算定の適正を図るために必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関し、帳簿、書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、更に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査することができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

（その他）

第29条 この契約の履行については、この契約条項の定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

2 特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。

3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

(裁判管轄)

第30条 この契約に関する訴えは、甲の所在する地域を管轄する地方裁判所と定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。